

A 3 - 3

3 年 保 存

(令和 8 年 12 月 31 日まで)

F N . A 3 - 2 - 0

鹿 相 第 4 号

令 和 5 年 1 月 1 3 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当 損害者支援係 TEL [REDACTED]

市町村における犯罪被害者等支援条例制定等に向けた働き掛けの実施について  
(通達)

第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）では、警察において、地方公共団体における犯罪被害者等支援を目的とした条例（以下「条例」という。）の制定に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力をを行うことのほか、地方公共団体に対し、見舞金支給制度等の導入を要請することとされた。

これを踏まえ、本県警察においても、「鹿児島県警察犯罪被害者支援基本計画の制定について（通達）」（令和3年8月19日付け鹿相第143号ほか）を策定し、当該取組を盛り込んだところである。

よって、各署においては、下記のとおり、県内市町村における条例の制定及び見舞金支給制度の導入に向けた働き掛けを強力に推進されたい。

記

1 趣旨

犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等が、その尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有していることを視点に据え実施されなければならない。

警察は、事件発生の直後から犯罪被害者等の支援に当たることになるが、犯罪被害者等が必要とする支援は多岐に亘り、特に中長期的な支援は、警察だけでは不十分であつて、途切れない支援を実施するには、犯罪被害者等のより身近な市町村において、市町村の責務や犯罪被害者等の権利などを明確にした条例の制定が必要不可欠である。

本県においては、令和3年12月24日、鹿児島県犯罪被害者等支援条例（令和3年鹿児島県条例第47号）が施行されている。

条例は、県のみならず住民の生活に密着した市町村においても制定されることが望ましく、近年、全国的に見ると、市町村レベルにおいても条例の制定と合わせて簡易迅速な支給を目的とした見舞金支給制度が導入されているところ、本県においては、現時点において、1町のみの制定にとどまっている。

また、その1町についても、見舞金支給制度については導入されていないことから、県警察において、県内各市町村における条例の制定や見舞金支給制度の導入に向けて働き掛けを実施するもの。

## 2 取組事項

- (1) 管内の市町村長又はそれに代わる者に対して、署長をはじめとする署幹部（以下「署長等」という。）が、直接、条例の制定や見舞金支給制度の導入の必要性を要請するとともに、必要な助言や協力を行うこと。
- (2) 条例の制定に係る検討が行われる際には、犯罪被害者等支援のための実効的な事項が盛り込まれるよう、署長等が積極的に当該検討に参画し、警察が把握している犯罪被害者等支援に関する情報を提供するなど、その検討に資する協力をを行うこと。
- (3) 条例が制定されたとしても、見舞金支給制度が導入されていない市町村に対しては、継続して見舞金支給制度の導入について働き掛けを実施すること。

## 3 留意事項

上記2の取組の推進に当たっては、警察だけでなく署単位の警察署被害者支援ネットワーク会員をはじめとする関係機関・団体との連携・協力に努め、鹿児島県警察犯罪被害者支援室とも連携を図り、情報共有の上、推進すること。

また、制定された条例及び導入された見舞金支給制度については、警察職員への周知を徹底し、積極的に広報するとともに犯罪被害者等への必要な情報提供に努めること。